

産前・産後サポート事業デジタル化に係る

業務委託提案競技募集要項

【資料】

- 資料 1 評価基準表
- 資料 2 提案書作成要領
- 資料 3 提案仕様書

【様式】

- 様式第 1 号 提案競技参加申込書
- 様式第 2 号 提案競技参加辞退届
- 様式第 3 号 提案競技質問書
- 様式第 4 号 実績表
- 様式第 5 号 実施体制
- 様式第 6 号 誓約書
- 様式第 6-1 号 役員名簿
- 様式第 7 号 見積書

令和 8 年 5 月

福岡市子ども未来局子ども健やか部子ども健やか課

この提案競技募集要項は、産前・産後サポート事業デジタル化に係る業務委託の最優秀提案者を選定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものである。

提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

1 業務名

産前・産後サポート事業デジタル化に係る業務委託

2 目的

産前・産後サポート事業（産後ケア事業及び産前・産後ヘルパー派遣事業）について、デジタル化を行い、利用者及び事業者の利便性向上を目指す。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

※ 令和9年度以降は前年度の業務の履行状況が良好であり、かつ、発注者が必要と認めた場合に限り、当該年度の予算措置額を上限として、本件提案競技による契約締結日から3年を超えない期間（令和10年度末まで）を限度として、各年度の特命随意契約を行うことができる。

4 契約上限金額

21,396,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案価格が契約上限金額を超える場合は失格となる。

5 募集内容、仕様、その他の詳細

資料3「産前・産後サポート事業デジタル化に係る業務委託提案仕様書」（以下、「提案仕様書」という。）による。

6 スケジュール

- | | | |
|--------------|---------------|--------|
| (1) 募集開始 | 令和8年5月22日(金) | |
| (2) 質問締切 | 令和8年5月27日(水) | 午後5時必着 |
| (3) 質問の回答 | 令和8年6月1日(月) | |
| (4) 参加申込締切 | 令和8年6月2日(火) | 午後5時必着 |
| (5) 参加辞退締切 | 令和8年6月11日(木) | 午後5時必着 |
| (6) 提案書等締切 | 令和8年6月16日(火) | 午後5時必着 |
| (7) 提案競技 | 令和8年6月22日(月) | 午後4時以降 |
| (8) 最優秀提案者決定 | 令和8年6月下旬 | |
| (9) 契約締結 | 令和8年7月1日(水)以降 | |

※スケジュールは都合により変更となる場合がある。

7 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

(1) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種「情報処理」に登録されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案募集の公示の日又は提案競技参加申請期限日が含まれていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲載されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 福岡市税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 手続

(1) 提案競技募集要項（本紙）等の配布

① 期間

令和8年5月22日（金）から

令和8年6月2日（火）午後3時まで

② 入手方法

福岡市ホームページ（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/>）から入手すること。

※ HOME＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞各所管課が公募する競争入札、提案競技等＞「産前・産後サポート事業デジタル化に係る業務委託」提案競技募集について

(2) 提案競技参加申込書の提出について（様式第1号「提案競技参加申込書」）

① 期限

令和8年6月2日（火）午後5時必着
（持参の場合は、土日・祝日を除く午前10時から午後5時までの間に提出すること。）

② 提出方法

- ・持参、郵送、または電磁的記録（電子メール等）とする。
- ・郵送の場合は特定記録または簡易書留とすること。
- ・電子メールでデータを提出する場合は、提出後必ず電話連絡すること。
- ・データはPDF形式（④提出書類オ 役員名簿についてはExcelデータ）とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_参加申込書」(※()内は各々必要事項を記載)とすること。

③ 場所

「14 提出先及び連絡先」に示す住所

④ 提出書類

ア 提案競技参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要（パンフレットなど）

ウ 実績表（様式第4号）

エ 実施体制（様式第5号）

オ 誓約書（様式第6号）及び役員名簿（様式第6-1号）

注1）様式第6-1号に、代表者および役員の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

カ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

キ 消費税および地方消費税納税証明書

⑤ 外国に本店がある事業所（日本に支店登記がない場合）の申請注意事項

ア 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

イ 提案競技参加申請書は日本語で作成するとともに、その他の提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

(3) 参加資格の審査

提案者が「7 参加資格」の事項を満たしているかを審査する。

(4) 参加資格の通知

令和8年6月10日(水)午後5時までに、参加申込書に記載された担当者(以下「担当者」という。)宛に電子メールで連絡する。

(5) 質問の受付及び回答

① 受付期間

令和8年5月22日(金)から

令和8年5月27日(水)午後5時まで

② 受付方法

「14 提出先及び連絡先」宛に、様式第3号「提案競技質問書」を電子メールにて提出したもののみ受け付ける。電子メールの表題は、「【産前・産後サポート事業デジタル化に係る業務委託】企画提案に関する質問(事業者名)」とすること。

なお、未受領防止のため、提出を行った旨を「14 提出先及び連絡先」に連絡すること。

③ 回答

(5)①の受付期間終了後、原則3営業日以内に提案競技参加希望者全員(担当者)へ電子メールにより送付する。(提案競技参加申込以前の質問及び回答内容については、提案競技参加申込書受領後に担当者へ電子メールにより送付する。)

(6) 提案書の提出について

① 提出期限

令和8年6月16日(火)午後5時必着

(持参の場合は、土日・祝日を除く午前10時から午後5時までの間に提出すること。)

② 提出方法

- ・持参、郵送または電磁的記録(電子メール等)とする。
- ・郵送の場合は特定記録または簡易書留とすること。
- ・電子メールの場合は、データを送付した後に、必ず電話連絡すること。
- ・データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()内は各々必要事項を記載)とすること。

③ 提出先

「14 提出先及び連絡先」に示す住所

④ 提出書類

提案書 ※資料2「提案書作成要領」及び資料3「提案仕様書」を参照のこと。

(7) 提案競技参加の辞退

参加申込後であっても提案競技参加を辞退することができる。その場合は、様式第2号「提案競技参加辞退届」を令和8年6月11日(木)までに提出すること。なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札には一切影響はない。

9 提案競技

最優秀提案者を選定するために本市が設置する提案競技選定委員会（以下「委員会」という。）の委員に対して、提出済の提案書をもとに説明すること。

(1) 日時

令和8年6月22日（月）午後4時以降（予定）

(2) 会場

福岡市役所 本庁舎会議室（福岡市中央区天神一丁目8-1）

(3) プレゼンテーション及び質疑

プレゼンテーションは、資料2「提案書作成要領」のうち、1 提案内容(1)から(6)までの事項について説明するものとする。

(4) プレゼンテーションの時間

時間は35分（説明20分、質疑応答15分を予定）

(5) その他

- ・提案書プレゼンテーションは原則として、様式5「実施体制」に記載した業務遂行責任者が行うこと。
- ・プレゼンテーションの参加者は3名までとする。
- ・提案書プレゼンテーション時にプロジェクターを使用して説明する場合は、提出した提案書に準じた内容とすること。
- ・プレゼンテーションに機材・プロジェクター・延長コード等が必要な場合は、提案者側で用意すること。※スクリーンは福岡市が準備する。
- ・プレゼンテーションをオンライン形式で実施する場合は、福岡市から担当者へその旨の連絡を行う。

10 審査方法

委員会にて、資料1「評価基準表」の評価項目ごとの技術点を採点し、併せて価格点の結果を総合的に勘案して、福岡市が最優秀提案者を決定する。

最高得点者が複数のときは、その中で技術点が最も高い者を最優秀提案者とする。

(1) 配点

資料1「評価基準表」のとおり

(2) 技術点の最低基準について

技術点が50%（45点）に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(3) 価格点について

価格点については、以下の①と②において、それぞれの計算方法で評価する。ただし、小数点以下は第3位を切り捨てる。

① 令和8年度「産前・産後サポート事業デジタル化に係る業務委託」

$5 \text{点} \times (1 - \text{提案価格} / \text{契約上限金額}) = \text{価格点1}$

② 令和9年度の保守費用

$5 \text{点} \times (1 - \text{提案価格} / \text{最高提案価格}) = \text{価格点2}$

11 契約相手方の決定及び手続

最優秀提案者を契約相手方候補とし、提案内容に基づく契約内容詳細を定めた委託仕様書を作成の上、最優秀提案者を相手方とした随意契約に係る協議を行う。委託仕様や価格等については、提案内容から一部変更を求めることがある。

協議において合意に至らなかった場合には、次点の提案者と契約交渉を行うことがある。なお、採用取消しに伴う補償等は一切行わないものとする。

12 結果通知

プレゼンテーションの日以降に、電子メールで担当者に連絡するとともに、最優秀提案者については、本市ホームページ上で公表する。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

13 その他

(1) 提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

審査結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。

(3) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を、他の目的のために使用することは禁止する。

(4) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。

(5) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

(6) 提案書の著作権は提案者に帰属する。

(7) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開するものとする。

(8) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。

(9) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

(10) 本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金額を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。

(11) 本委託の成果物及び成果物に使用するデータの著作権は、福岡市に帰属する。福岡市は作成したデータを活用し、自ら、または受託者や受託者以外の事業者へ委託し、修正や再編集などの必要な加工や印刷、他自治体への提供等を行うことができる。ただし提案者等の独自技術の使用等により成果物の改変等ができない場合は、提案書に記載すること。

(12) 条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

(13) 令和9年度以降の新たな機能追加（デジタル化対象事業の拡大）については、必要に応じて、改めて事業者公募等により選定することを想定しているため、本業務委託にて構築するシステムは、ベンダーロックインとならないよう構築するとともに、当該追加部分を構築する事業者等との連携を図り、当該年度の円滑な事業実施に協力すること。

14 提出先及び連絡先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎 13階

福岡市子ども未来局子ども健やか部子ども健やか課

電話番号：(092) 711-4065 (直通) / FAX 番号：(092) 733-5534

電子メールアドレス：k-sukoyaka.CB@city.fukuoka.lg.jp